

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	市民生活部環境事業センター	
契約締結年月日	令和7年4月1日	
業 務 名	し尿処理機能管理業務委託	
業 務 の 概 要	(1) し尿処理施設の機器機能維持に関する巡回 (2) し尿処理施設の運転管理指導及び改善方法等の検討 (3) し尿処理施設の計測機器校正適正判定	
契約金額(税込)	金1,933,800円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	株式会社クリタス 東海支店	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□欄に印をつけること)	
	☒ 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	☐ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	☐ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	☐ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	☐ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	☐ 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	☐ 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	(1) 本業務対象施設である昭和苑は、栗田工業株式会社によって設計、施工された施設である。し尿処理施設は、性能発注により建設される場合が多く、メーカー独自の思想で設計されているため、既設プラントメーカー以外では、運転状況の把握・解析を行い、現状に合う適切な管理指導を行うことが困難であり、本業務の目的を達成することはできない。 (2) 緊急時の対応等は、系列外の業者では栗田工業株式会社独自の部品調達が即座にできないため、業務が滞るおそれがある。 (3) 株式会社クリタスは、昭和苑の運転、管理技術等について長年し尿処理機能管理業務を請け負っており、必要な知識、経験等が蓄積されているため、これらを活用することにより適正なし尿処理機能管理業務が可能である。 (4) 株式会社クリタスは、栗田工業株式会社の100%出資の子会社であり、同系列の中で、公共事業における栗田工業株式会社の製品、技術等を扱う唯一の業者である。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、市民生活部環境事業センターです。